

令和 3 年 度

土 岐 市 資 金 不 足 比 率

審 查 意 見 書

土 岐 市 監 査 委 員

令和 3 年度
土岐市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この資金不足比率審査は、地方公共団体財政健全化法における市長から提出された令和3年度土岐市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、あわせて関係職員の説明を聴取し、質問等を行い、審査を実施した。

2 審査の期間

令和4年6月27日から令和4年8月18日まで

3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、係数は関係諸帳簿と符合しており、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、審査の検証経過等については、別添のとおりである。

記

(1)資金不足比率

会 計 名	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
	(%)	(%)
①水道事業会計	—	20.0
②病院事業会計	—	20.0
③下水道事業会計	—	20.0

別添 1

1 資金不足比率の審査

当年度における資金不足比率の審査については、国が示しているチェックポイントにより、市長から提出された書類の数値が適正に採用されているかの検証を行った。この結果に係る主な検証経過等は、次のとおりである。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率である。

その算定過程は、公営企業会計に係る資金不足等の法適用企業の水道事業会計は資金剰余額が692,446千円、病院事業会計は10,884千円、下水道事業会計は352,051千円、となったため、資金不足比率は「－％」と記載され、それぞれになしと表現されている。

2 むすび

以上が、令和3年度地方公共団体財政健全化法における資金不足比率及び附属書類を審査した結果の概要である。

なお、まとめとして、算定資料にある資金不足比率は「－％」と記載され、各会計ともに経営健全化基準と比較する資金不足がない。

特に改善を要する指摘すべき事項はなかった。

別添2

○審査補足資料

1 資金不足比率の算定方法

$$\textcircled{1} \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

- ・ 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝
（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝
（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- ・ 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝
営業収益の額－受託工事収益の額
事業の規模（法非適用企業）＝
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。